

## 国際関連情報 Report from CMAC

## CMAC 会議 (2018 年 3 月) 出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい ごろう  
 京都大学経営管理大学院客員教授 熊谷 五郎  
 IFRS 諮問会議副議長

## I. はじめに

2018年3月2日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Markets Advisory Committee、以下「CMAC」という。) が開催された。CMACは、世界各国の財務諸表利用者の意見をIASBに対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMACの会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum、以

下「GPF」という。)<sup>1</sup>との共同開催である。

IFRS財団・IFRS諮問会議 (IFRS Advisory Council、以下「IFRS-AC」という。) が戦略的かつハイレベルな論点に関してIASBやIFRS財団トラスティにアドバイスをを行うのに対して、CMACは財務諸表利用者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASBに対してインプットを提供している。

3月2日開催のCMAC会議の議題は図表のとおりである。以下本稿では、「2. 基本財務諸表」、「3. 開示原則」、「4. のれん及び減損」、「5. 料金規制活動」について、詳しく報告する。

図表 2018年3月2日開催 CMAC 議事一覧<sup>2</sup>

番号	時間	議事
1	9:00- 9:30	IASB アップデート
2	9:30-11:00	基本財務諸表
3	11:15-12:15	開示原則
4	13:15-14:15	のれん及び減損
5	14:15-15:15	料金規制活動
6	15:30-16:15	CMAC の運営 【非公開セッション】

出所：IASB

1 GPFは財務諸表作成者の意見をIASBに対して定期的にインプットする組織であり、CMACと対をなしている。CMAC同様、年3回開催される。

2 当日使用された資料及び議論の様子は、IFRS財団ウェブサイトのCMACのページで閲覧、視聴が可能である。https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings

## II. 2018年3月開催CMAC・議事概要

### 2. 基本財務諸表

#### 【論点と背景】

財務諸表の外において、「代替的業績指標 (Alternative Performance Measures、以下「APM」という。)」の開示が増加している<sup>3</sup>。APMは、企業経営者が自社の業績をよく示すと考えている「主要な業績指標 (Key Performance Measure、以下「KPM」という。)」の一部を構成すると考えられるが、こうした指標が財務諸表外で開示されているということは、経営者が、会計基準によって定義される業績指標では、十分に自社の業績を語るができないと考えていることを示唆している。

IFRSでは財務業績計算書(損益計算書)に必ず表示すべき業績指標として、「収益(売上高)」、「当期純損益」、「その他の包括利益の合計」及び「当期の包括利益」の表示のみを義務付けている(IAS第1号「財務諸表の表示」第81A項・第82項)。ただし、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的表示項目としてその見出し及び小計の表示を義務付けている(同第85項)。この規定があるにもかかわらず、APMが財務諸表外で開示されているために、IASBはKPMを財務諸表内に表示させるための新たな開示要求を検討中である。IASBは財務諸表内に表示されるKPMを「経営者業績指標 (Management Performance Measures、以下「MPM」という。)」と呼ぶことを検討している<sup>4</sup>。

本セッションでは、MPMの表示と調整表、MPMと統合的な調整後EPS、(企業のコア事業と)不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示について議論された。

#### 【CMACにおける議論】

##### MPMの表示と調整表

IASBは、MPMについて、財務業績計算書の小計としての表示又はIFRSで具体的に要求されている最も適切な小計又は合計への調整を義務付けるというアプローチを検討している。この結果、MPM及びその調整表は会計監査の対象となる。こうしたIASBのアプローチについては、筆者も含め賛成する声が多数であった。一部にMPMを損益計算書上に表示することは、利用者をミスリードする可能性があることを強く懸念する声もあった。

それに対して、筆者は「MPMは自社を語る柔軟性を確保する目的で、財務業績計算書上の表示を求めるというアイデアとして出てきたはずである。MPMの表示を財務諸表内に求めるにせよ求めないにせよ、経営者は必要に応じてAPMとして財務諸表外に開示を続けるのではないか。MPMとして財務諸表内に開示することを促して会計監査の対象とする。これにより、APMとして財務諸表外での開示を現状のまま放置するより、MPMという信頼性が高いKPMが提供されるので、そちらの方が望ましいと思う。」との意見を述べた。

また、APMの計算に比較的よく使われる調整項目である「リストラクチャリング費用」をIASBとして定義すべきであるとの意見があっ

3 これらは会計基準によって定義されていない指標であることから、Non-GAAP指標、Non-IFRS指標とも呼ばれる。

4 その後、2018年4月のIASBボード会議において、IASBは、すべての企業に対し、経営者の見方で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標(1つ又は複数)を識別することを要求し、そのうち、IAS第1号第81A項で要求される小計又は合計を補足する指標として経営者が識別したものをMPMとすることを暫定決定している。

た。それに対して、MPMをマネジメントの考える真の業績指標とするためには、その調整項目を含めてIASBはいかなる定義も加えるべきではないとの意見もあった。

調整表の開示場所としては、常に注記とすべきという意見があった。これは大量にデータを処理するような場合に、開示場所が固定されていた方が使いやすいこと、MPMからIFRS指標である小計への修正を財務業績計算書本表に表示する場合、複雑になり過ぎることがあるためである。

それに対して、財務業績計算書の直下に表示されている方が利用者は調整表を見つけやすく、使いやすいという意見もあった。また、事業セグメントごとにMPMがどう分解されるかも注記として開示を義務付けるべきとの意見があった。

### MPMと整合的な調整後EPS

MPMと整合的な調整後EPSの開示に関しては、あまり議論する時間はなかったが、税効果と非支配持分を調整後EPSにどう反映させているか開示を求めるというIASBスタッフの提案については、賛成の声が多かった。1名の委員より、税効果と非支配持分の調整は、区別して開示すべきとの意見があった。

### 不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示

「不可分な関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益」と「不可分でない関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益」を財務業績計算書において区別する、というスタッフ提案については反対多数であった。反対論の主なものとしては、

- 不可分か不可分でないか、IASBがどのように定義したところで、ハイレベルな判断が必要となり、経営者は最も見栄えのよい表示と

なるよう裁量を働かせることができる。

- もし、ある関連会社への投資について、不可分か不可分でないかの区分を企業が頻繁に変更した場合、その投資成果の追跡、分析が困難になる。
  - 財務業績計算書の表示は、企業の支配が及ぶ投資（すなわち、連結される範囲）を対象として検討すべきである。企業の支配の及ばない投資について、新たなカテゴリーを導入すべきではない。
- などがあった。

一方で少数ながら、不可分又は不可分でない関連会社の区別は、投資家に有用な情報を提供するという意見もあった。しかし、彼らもこのような区別は実務的に困難ではないかという懸念を示した。

筆者もスタッフ提案に反対で「基本財務諸表プロジェクトは、そもそも基本財務諸表に関する表示の問題に特化すべきである。このような区別を検討するのは、他の関連する個別のIFRS基準の適用後レビューで行うべきである。」との意見を述べた。また同席していたIASB理事の1人からも、基本財務諸表プロジェクトではなく、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の開示要求の見直しの時に検討することが適切だと思うとのコメントがあった。

### 3. 開示原則

#### 【論点と背景】

本セッションの目的は、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」（以下「開示原則DP」という。）へのフィードバックに関して、CMACメンバーにブリーフィングを行い、次のステップへのアドバイスを求めることであった。特に、今回のCMACでは、

- (a) 開示の問題点への対処

(b) 5つのトピックの優先度  
(c) テクノロジーに係る論点  
について議論された。CMACにおける議論は、2018年3月のIASBボード会議での参考にされるとのことであった。

### 【CMACにおける議論】

#### (a) 開示の問題点への対処

筆者は、「そもそも各IFRSの開示要求は目的適格的に作られている。それが過剰な開示に繋がるのは、IAS第1号に定義されている重要性の概念が適切に適用されていないからである。本来、財務報告は、有用で重要な情報を利用者に伝達する機会を提供するはずなのに、コンプライアンス目的で開示がなされている。IASBが単独で対処するのは困難な問題で、各国の開示制度を司る資本市場規制当局と協力する必要があるのではないか。」との意見を述べ、複数の委員が同様の見解を示した。

また、少数意見ながら「個別のIFRS基準の適用後レビューに際して、それぞれの開示要求についてそれらが本当に必要かどうかIASBは再検討すべきである。」「毎年毎年、同じ説明が繰り返されるような開示は、有用な情報が提供されないので不要である。」などの声もあった。

しかし、そうした意見に対しては、「過剰な開示の解消のために、個別のIFRS基準における開示要求が見直される結果、企業の情報開示が後退することの方が問題である。」との反論があった。

#### (b) 5つのトピックの優先度

開示原則DPで取り上げられている以下の5つのトピックについて、優先度を議論する予定であった。

- ① 開示すべき会計方針
- ② IFRS基準が要求する情報の財務諸表外における開示

③ IFRS基準によって要求されていない情報の財務諸表内における開示

④ 開示媒体の様式

⑤ 会計方針の記載場所

本セッションで出た意見はこれらの優先度を決めるというより、包括的指摘や、むしろ特定のトピックに関わるコメントが多かった。

まず、包括的指摘として、財務諸表と開示の問題点を考える上で、5つのトピックはどれも重要なものばかりであり、IASBはそれぞれのトピックに関するガイダンス又は要求事項を提示すべきであるという意見があった。

次に、②については、IFRS基準が要求する情報が、例えば会社のウェブサイトなどで開示されることにより起こり得る情報の断片化を懸念する声があった。また同様に、財務諸表（基本財務諸表及び注記）は会社の年次報告パッケージの最重要部分の1つであって、部分的に切り出しているいろいろな文書、場所に分散開示されるべきではないとの意見もあった。

また、④に関して、例えばPDFの形式で財務諸表が開示される場合に、ハイパーリンクを用いて関連情報に誘導したり、基本財務諸表上の表示項目をクリックするだけで当該表示項目の内訳を示す表に移動できるようになると、開示の問題点が大きく改善するとの提案もあった。

#### (c) テクノロジーに係る論点

インラインXBRLによる当局への財務諸表報告を義務付けたESMAの決定は、欧州の投資家にとって財務情報入手の容易さを飛躍的に高めるだろうとの意見があった。またセルサイドの利用者は、コンピュータが財務諸表を読みこなせるように、自然言語処理ソフトウェアへの投資を加速しているとの指摘があった。

ブルームバーグ、ロイターなどのデータ供給業者が正確な財務諸表のデータを確実にユー

ザーに提供できるように、IFRS タクソノミの信頼性を確保することが重要であるとの意見があった。

筆者は「テクノロジーの利用によって財務情報の取込みが容易になる一方で、非財務情報の重要性が増している。また財務情報と非財務情報の境界がどんどん曖昧になってきている。開示とテクノロジーの問題を考える場合に、こうしたトレンドを総合的に考慮することが重要である。」との意見を述べた。

#### 4. のれん及び減損

##### 【論点と背景】

本セッションでは、企業結合時における「識別可能な無形資産の認識」とIASB スタッフが検討している「減損テストの新しいアプローチ」について議論された。

「識別可能な無形資産の認識」という論点については、以下の4つのスタッフ提案が議論された。

- ① すべての識別可能な無形資産をのれんと区別することで有用な情報が得られるか。
- ② このような無形資産の公正価値測定の信頼性に対する懸念は情報開示の強化によって解消することが可能か。
- ③ 耐用年数の確定できない識別可能な無形資産をのれんを含めることによって有用な情報が失われないか。
- ④ 無形資産を減耗資産と有機的に置き換えられる資産とに分離して、減耗資産のみをのれんと別個に認識することによって有用な情報が失われないか。

現行のIAS第36号「資産の減損」が要求している減損テストについて、各資金生成単位(Cash Generating Unit、以下「CGU」という。)における自己創設のれんの価値の増加が購入のれんの価値の減少を覆い隠すために、減損認識が遅れ、減損金額が過少になる傾向が指

摘されている。また減損テストは、複雑でコストがかかり過ぎるという不満の声が作成者から広く寄せられている。そうした批判・不満に対処するために、IASB スタッフは「ヘッドルーム・アプローチ」という新しい減損テストのアプローチの開発を検討している。

「ヘッドルーム・アプローチ」とは、CGUごとに、その回収可能価額とCGU簿価を比較し、回収可能価額がCGU簿価を下回った場合に減損を行うというアプローチである。

最初に行われた識別可能な無形資産の議論が白熱したために、ヘッドルーム・アプローチに当てられた時間は15分程度にとどまったが、既に2017年11月、12月にかけて行われた電話インタビューにより、当該アプローチに関するCMACメンバーの意見は聴取済みのため、識別可能な無形資産に関する議論を優先させて会議を進行した。

##### 【CMACにおける議論】

##### 識別可能な無形資産の認識

まず企業結合時に「すべての識別可能な無形資産をのれんと区別し認識することで有用な情報が提供されるかどうか。」については、意見が分かれ白熱した議論が繰り広げられた。

のれん及び識別可能な無形資産を区別して開示することについては、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するという意見がある一方で、無形資産の中には識別、測定にあたって高度な判断を要するものがあり、仮にそのような資産を認識したとしても、余りにも主観的であり、有用な情報は提供されないという意見があった。また、活発な市場における市場価格が信頼できる場合に限り、当該無形資産を認識することによって有用な情報が得られるという意見があった。

また、ある企業結合によって新たに価値が生じるか価値が毀損するかを判断したり、M&A

のための資金調達に参加するか否かの投資判断を行う時点で、購入無形資産の価値に関する情報は通常入手可能ではない。したがって識別可能無形資産を区分して認識するにせよ、当該資産をのれんに含めて区分して認識しないにせよ、投資の意思決定には影響しないという意見があった<sup>5</sup>。

また銀行アナリストである CMAC 委員は、企業結合によって生じた無形資産は自己資本規制上のエクイティからの控除項目にあたり、単に無視していると述べた<sup>6</sup>。

また企業結合によって獲得された、耐用年数を確定できない識別可能な無形資産を「のれん」に含めるというスタッフ提案について、そうした取扱いが有用な情報を提供するかについては意見が分かれた。

#### 減損テストの新しいアプローチ

この論点については、時間の制約から筆者を含む3人の委員のみが発言し、3人ともこのアプローチについて強い懸念を示した。ただし、IASB スタッフによれば2017年11月～12月に実施されたCMAC委員との個別電話ヒアリングでは、過半数のCMAC委員が「ヘッドルーム・アプローチ」を支持したとのことであった。

筆者は「このアプローチによって、現行の減損テストより、減損認識のタイミングが早まる可能性があることは理解した。しかし、購入のれんは買収時に確定された価額であるのに対して、CGUの回収可能額は、経営者に自己創設

のれんの価値を推定することを求めるものでありその信頼性には疑問がある。またコンセプトやプロセスが複雑で分かりづらく、コストに見合う効果が期待できるのか。無理にこのような複雑なアプローチを導入するくらいなら、のれんの償却を再導入の方が費用対効果は高いのではないか。」という見解を表明した。

また別の委員からは、「このアプローチは会計基準が禁じている『自己創設のれん』の裏口導入のようなもので到底賛成できない。」という意見や、「回収可能額の推定が経営者の主観に依存するために、減損テストがさらに裁量的かつ操作可能になる懸念がある。」などの意見があった。

## 5. 料金規制活動

### 【論点と背景】

多くのIFRS採用国において、電力・ガス等の公益事業では料金が規制されており、それ故に特有の会計上の論点がある。そうした問題に対応するために、IASBは現在「料金規制活動」に関する会計モデルを開発中である。本セッションでは、IASBが開発中のモデルについての暫定的な開示要求の有用性について議論された。本セッションにおける論点は、

- IFRS第14号「規制繰延勘定」における開示目的を出発点として、現在検討中の規制料金活動モデルの開示目的の開発を目指すのは適切か。
- 新しいモデルの暫定的な開示要求は有用か。
- 料金規制活動に関するすべての情報開示を財

5 筆者はこの議論に加わることはできなかったが、このコメントはフェアではないと考えている。ある会社への投資の意思決定は、企業結合時のみに行うのではなく、その後の業績、財務状況、及びバリュエーション(株価)に基づき割高か割安かを判断することもある。むしろそういうケースの方が多いため、企業結合時に識別可能な無形資産の情報が入手可能でないなら、意味がないという意見は偏った見解であると思う。

6 筆者はこのコメントもフェアなコメントではないと思う。IFRS第3号は銀行のみについて定めた会計基準ではない。自己資本規制に関わる情報開示と財務状況・業績に関わる情報開示は目的が異なる。ただし、筆者自身も銀行のアナリストの経験があるが、銀行アナリストが、投資判断に係る意見形成にあたり、財務諸表よりも自己資本規制に関わる情報の方をより重視していることには同意する。

務諸表内に限定すべきか。  
の3点であった。

### 【CMACにおける議論】

#### 開示目的

IFRS第14号における開示目的を出発点にして、新モデルの開示目的を開発することに関しては、支持する声が強かった。現在、料金規制活動に関する情報は、様々な場所、媒体に分散されて開示されており、同じことが違う言葉で説明されていたりする。このため料金規制活動について、首尾一貫して統一的な開示を望む意見があった。

#### 新モデルの暫定的な開示要求の有用性

「規制環境、企業と料金規制当局との関係など料金規制活動に関わる規制の内容に関する情報開示は、料金規制業種の企業の作成する財務諸表を理解するには必要不可欠であり、開示要件に含まれるべきであるとの意見があった。また規制料金算定にあたっての主な仮定やインプットも非常に重要であり、開示要求に含まれるべきである。」との意見があった。また「制度の改正があった場合には、そうした変化と企業財務・業績への影響の開示を義務付けるべきである。」との意見もあった。

また1つの会社が、料金規制活動と非料金規制活動を営んでいる場合がある。そのような場合には、それらを区分開示した方が、規制料金当局が料金規制活動に関わる設備投資に対して設定している利益水準についての示唆が得られるとの意見があった。このコメントをした委員によれば、こうした情報は、現在非GAAP情報としてのみ開示されているとのことであった。

また規制業種に関しては、当局に対する報告目的で財務諸表を公表している場合がある。そのような場合にIFRSに準拠した財務諸表との

調整表の開示を義務付けるべきであるとの意見があった。

料金規制活動に関するすべての情報開示を財務諸表内に限定すべきか

財務諸表の完全性と理解可能性という観点からは、料金規制に関わる情報をすべて財務諸表内の注記として開示すべきであるという意見があった。

それに対し筆者は「そのような情報をすべて注記に書き込むと注記が膨大になるのではないか。注記開示は必要最小限に留める方が読みやすいと思う。料金規制活動に関わる説明と財務諸表とは、年次報告書等の1つの開示文書で、相互参照を用いながら統合的に開示されることが望ましい。そのような開示により、料金規制活動に関わる情報へのアクセスが容易になり、財務諸表によって提供される情報と併せて総合的な投資判断を行うことができる。また規制当局との主な合意事項については、『経営者による説明(Management Commentary)』で開示して欲しい。」との意見を述べた。

## Ⅲ. おわりに

基本財務諸表、開示原則については、国際的に財務諸表利用者の関心が高い問題で、今回のCMACにおいても活発な議論が行われた。しかし、よりテクニカルな各論レベルへとIASBにおける検討が進むにつれて迷走している印象があるのは残念である。これらの論点は財務諸表利用者が主体的に関与することが可能なプロジェクトであり、CMAC委員として今後も積極的に意見発信を続けていきたい。

またIAS第36号の要求事項である現行の減損テストは、のれんの減損の認識に関して「遅すぎて過少である」という批判が絶えない。し

かし、現行の減損テストを改善するものとして検討されている「ヘッドルーム・アプローチ」に対しては、筆者を含め3人の委員から強い懸念の声が聞かれていた。IASB スタッフとCMAC 委員1対1での電話による意見交換では賛成が多数であったと説明していたが、今回のCMAC 会議では議論する時間が限られていたという事情もあるにせよ、IASB スタッフの説明は筆者には強い違和感が残った。

なお次回のCMAC 会議はGPF と合同で、6月14、15日に開催される予定である。